

- イ 当該事業の必要性
- ウ 当該事業予定地の土地及び建物の状況（公図及び登記簿謄本の写し、見取り図並びに現況写真）
- エ 当該事業に係る資金計画及び償還計画並びに当該事業に係る建設資金及び償還資金の贈与予定者の所得証明、資産証明、納税証明、預貯金及び負債の状況に係る証明書類
- オ 新たに施設を設置する場合は、施設長又は管理者及び主要な役職員の履歴
- カ 当該事業地を所管する市町村長の意見書
- キ その他知事が必要と認める書類

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表

施設種別	整備種別	事前協議書提出の対象
特別養護老人ホーム	創設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴う増床	
	定員増を伴わない改築・拡張・大規模修繕	県の補助金を受けて行う事業
ケアハウス	創設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴う増床	
介護老人保健施設	新設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴う増床	
	定員増を伴わないグループケアユニット型改修	県の補助金を受けて行う事業
痴呆性高齢者グループホーム	新設	県の補助金を受けて行う事業
養護老人ホーム	定員増を伴わない改築・拡張・大規模修繕	県の補助金を受けて行う事業
生活支援ハウス	新設	1 県の補助を受けて行う事業 2 特別養護老人ホーム及びケアハウスの創設及び定員増を伴う増床並びに介護老人保健施設の新設及び定員増を伴う増床と一体的に整備する場合は、県の補助金を受けて行う事業及び自己資金のみで行う事業
老人デイサービスセンター	新設	
ヘルパーステーション	新設	
訪問看護ステーション	新設	

熊本県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年6月27日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
東熊本第二病院 通所リハビリセンター 菊池郡菊陽町大字辛川 1923-1	医療法人 永田会	平成15年6月19日

熊本県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年6月27日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1（1）保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡鹿北町大字多久字峠 358 の1から358 の3まで、360